

魚津市告示第167号

魚津市親子関係形成支援事業実施要綱を次のように定める。

令和8年8月5日

魚津市長 村椿 晃

魚津市親子関係形成支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第21項の規定に基づき、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的として実施する魚津市親子関係形成支援事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、魚津市とする。ただし、事業の一部又は全部を、市が事業を適切に実施することができると認めた事業者に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 本事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又はそれに該当するおそれのある児童及びその保護者
- (2) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者又はそれに該当するおそれのある児童及びその保護者
- (3) 乳幼児健康審査及び乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供等により市が特に支援を必要と認める児童及びその保護者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が本事業による支援が特に必要と認める児童及びその保護者

(事業内容等)

第4条 本事業の内容は、対象者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを実施することで健全な親子関係の形成に向けた支援を行うものとする。

（利用申請）

第5条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市親子関係形成支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（利用決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、魚津市親子関係形成支援事業利用承認・不承認決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（費用負担）

第7条 本事業の利用の決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）が、本事業を受講する際に要する費用は無料とする。

（個人情報の保護）

第8条 事業に従事する者及び関係者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定等に基づき、利用者の個人情報の保護について十分配慮し、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（関係機関との連携）

第9条 事業の実施に当たっては、関係機関と連携し、必要な情報の共有に努めるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住 所
氏 名
連絡先

魚津市親子関係形成支援事業利用申請書

魚津市親子関係形成支援事業の利用を次のとおり申請します。

なお、申請にあたり、①受講中に他の参加者が話した内容や知り得た情報を口外しないこと、②市長が事業実施に必要な範囲で関係機関と情報共有することに同意します。

利用する 保護者	ふりがな				
	氏 名				
児 童	ふりがな				
	氏 名				
家族状況	氏 名	続 柄	生年月日	職業等	
	住 所	☐ 申請者と同じ ☐ (			

様式第 2 号（第 6 条関係）

魚津市指令 第 号
年 月 日

様

魚津市長

魚津市親子関係形成支援事業利用承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市親子関係形成支援事業の利用について、魚津市親子関係形成支援事業実施要綱第 6 条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 利用を承認します。

利用者氏名	
実施日時	年 月 日 ～ 年 月 日
実施場所	
備考	

2 利用を承認しません。

（利用を承認しない理由）